



平成29年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社フライングガーデン
代 表 者 名 代表取締役社長 野沢八千万
(J A S D A Q ・ コード 3 3 1 7)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役財務部長 片柳 紀之
(T E L : 0 2 8 5 - 3 0 - 4 1 2 9)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成29年6月22日開催予定の第36期定時株主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (2) 条文新設に伴い、現行定款第8条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。
- (3) 上記の変更に伴う所要の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月22日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成29年6月22日(木曜日)

以 上

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第 8 条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新 設)</p> <p>第 9 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 12 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 48 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主 <u>又は記録された株主</u> 又は登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</p> <p>第 49 条 (条文省略)</p>	<p>(单元未満株主の売渡請求)</p> <p>第 8 条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと (以下、「買増し」という。) を当社に請求することができる。</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利</u></p> <p>第 10 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り・<u>買増し</u>その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 13 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 49 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</p> <p>第 50 条 (現行どおり)</p>